

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷九丁目 30 番 10 号

氏名 日本衛生株式会社
代表取締役 澤谷 美佐子

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条の 4 第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 令和 7 年 12 月 26 日

許可の有効年月日 令和 14 年 12 月 25 日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）
(2) 特別管理産業廃棄物の種類
① 感染性産業廃棄物
② 特定有害産業廃棄物
ア. 金属等を含む廃棄物（裏面別表のとおり）
(3) 積替え保管できる特別産業廃棄物の種類
① 感染性産業廃棄物（廃液に限る。）

2 積替え保管施設

施設の所在地：東京都足立区入谷九丁目 7 番 6 号

施設面積：1072m²

最大保管高さ：1.77m

特別管理産業廃棄物の種類	保管量
感染性産業廃棄物 (廃液に限る。)	プラスチック容器 54個 : 1.08m ³
	保管量合計 : 1.08m ³

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として 8 時から 18 時までとすること。
(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。
(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 5 年 11 月 12 日 新規許可

令和 7 年 12 月 26 日 更新許可 第 7 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

都認定番号：6-22-B0059S
(認定は感染性産業廃棄物)

産廃エキスパート



(裏面)

許可番号

第13-60-002241号

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一、二ジクロロエタン	一、一、二ジクロロエチレン	シス-一、二ジクロロエチレン	一、一、トリトリクロロエタン	一、一、二トリトリクロロエタン	一、三ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一、四ジオキサン	ダイオキシン類
燃え殻		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃油		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃酸		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃アルカリ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
銲さい		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ばいじん		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指定下水汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【備考】・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下空白)